

協 定 書

東久留米市指定収集袋等の交付（以下「販売」という。）に伴う取扱店との収納等の業務について、次のとおり協定を締結する。

(第 1 条) 「乙」は東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例、並びに同条例施行規則、また「甲」が定める東久留米市指定収集袋等取扱店に関する規程(以下「指定収集袋等取扱店規程」という。)を遵守し、「甲」の補助者として廃棄物処理手数料(以下「ごみ処理手数料」という。)の収納事務を行うものとする。

2 「乙」はごみ処理手数料の納付額に応じた指定収集袋等を販売するものとする。

3 「乙」が本協定締結より前に東久留米市から粗大ごみ処理券収納事務を受託している場合は、粗大ごみ処理券の販売を平成 29 年 10 月 1 日まで行わないこととする。

(第 2 条) 「乙」は指定収集袋等の注文については、別表 1 に定められた発注単位で注文することとし、「甲」は「乙」の注文受付後、「甲」が定めた配送計画に基づき「乙」に届けるものとする。

2 「乙」は注文した指定収集袋等が納品された時は直ちに数量・種類等を確認し、受領書に押印し配送業者に渡すものとする(受領後の返品不可)。

(第 3 条) 「甲」は「乙」に対して月末締めにより納品総額を計算し別表 2 に定める取扱店手数料を控除し請求するものとする。

2 「乙」は「甲」の指定する方法にて定められた期日までにこれを納付するものとし、その納付に要する経費は「乙」の負担とする。

(第 4 条) 「甲」は「乙」が、取扱いに関して適切でない行為等に及んだ場合は、本協定を解消できるものとする。

(第 5 条) 本協定書に定める事項について疑義、または特別な事態が生じた時は、「甲」、「乙」協議して紳士的に解決するものとする。

(第 6 条) 本協定の期間は締結する日の属する年度末までとする。ただし、「甲」、「乙」、両者のうち何れかが別段の申し出をしない限り、引き続き協定を継続する。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、「甲」、「乙」各 2 通押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 29 年 月 日

「甲」 所在地 東久留米市幸町 3-4-1 2
 名 称 東久留米市商工会
 代表者 会長 井田 清治 印

「乙」 所在地
 名 称
 代表者 印

別表1（指定収集袋等の発注単位）

指定収集袋の種類		容量	発注単位	金額(ごみ処理手数料)
燃やせるごみ用	大袋	40ℓ相当	1箱25組	20,000円
	中袋	20ℓ相当		10,000円
	小袋	10ℓ相当		5,000円
	ミニ袋	5ℓ相当		2,500円
燃やせないごみ用	中袋	20ℓ相当	1箱25組	10,000円
	小袋	10ℓ相当		5,000円
容器包装 プラスチック用	大袋	40ℓ相当	1箱25組	10,000円
	中袋	20ℓ相当		5,000円
	小袋	10ℓ相当		2,500円

粗大ごみ処理券の種類	発注単位	金額(ごみ処理手数料)
200円券	10枚	2,000円
500円券		5,000円
800円券	5枚	4,000円
1,500円券	2枚	3,000円
2,000円券	1枚	2,000円

別表2（取扱店手数料）

指定収集袋取扱手数料 = 納品金額 × 6.48% (消費税込み)
粗大ごみ処理券取扱手数料 = 納品金額 × 10.8% (消費税込み)